

消費者庁製品事故情報検討会

及び

消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

令和3年度第3回合同会議

議事要旨

1. 日時 令和3年12月23日(木) 10:00~12:00
2. 場所 経済産業省本館17階西7第1特別会議室
3. 出席者
(消費者庁製品事故情報検討会)
越山議長代理、飯野委員、小坂委員、横矢委員
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)
三上議長、青柳委員、伊藤委員、神山委員、河津委員、倉貫委員、坂本委員、関委員、
田辺委員、新倉委員、唯根委員、鷺田委員
(事務局)
消費者庁
大森消費者安全課長、松井消費者安全企画官、加藤消費者安全課課長補佐、鈴木消費者安全課政策企画専門官
経済産業省
苗村大臣官房審議官、田中製品安全課長、望月製品事故対策室長、関根製品事故対策室室長補佐
(注) 合同会議の庶務は、消費者庁と経済産業省が合同で行う。
4. 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 報告事項
重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について
 - イ 審議事項
 - 1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

- 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

- ・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

ア 重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について

- ・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明。
委員から意見等はなかった。

イー1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

- ・資料4-（1）及び資料4-（2）に沿って、案件ごとに消費者庁より説明。
委員から意見等はなかった。

イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

- ・資料5-（1）、資料5-（2）及び資料5-（3）に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。
- ・参考資料に沿って除雪機による事故の概要についてNITE製品安全センターより説明。

委員

管理番号 A202000133 の事故内容について、「内容物が発酵して」と記載がありますが、以前に国民生活センターが同様事案における注意喚起を公表した際、一度開栓したことによって口腔内のもの及び、外気中のものを取り込まれることで発酵するため、「内容物」だけではなく、「内容物等」として公表すべき。

それから、国民生活センターで出していると書いてあるのですけれども、10年過ぎるとトップページから落ちてしまうことになっていきますので、以前やったものであっても時期を見て注意喚起はまた必要なのかなと思いました。

2点目が除雪機についてですが、デッドマンクラッチを無効化することで事故に至るケースが後を絶たないということですが、除雪作業においてデッドマンクラッチに変わる安全機構が何年も出てこないということも一因なのではないかと思えます。デッドマンクラッチに代わるような開発がなかなか進まないというのが現状であるという認識でよろしいのでしょうか。

経済産業省

まず、管理番号 A202000133 の御指摘について、おっしゃるとおり内容物等としたほうが正確だと思いますので、そういった形での公表及び今後の注意喚起を実施させていただきます。また、国センの注意喚起等について、一定期間たてば情報も古くなっていくというのをおっしゃるとおりで、定期的に様々な製品安全に関する注意喚起を繰り返しやっていくということは重要と思います。ご意見ありがとうございます。

除雪機について、デッドマンクラッチについて握り続けて操作するということの利便性が、特に高齢者の方だと使いづらいために握りっ放しの状態をつくってしまうということは確かに想定されます。

一方で、安全装置については、業界やメーカーにおいて安全性と利便性等様々な観点から検討していると考えています。もちろん、今の安全装置を安全な状態で正しく使っていたくということが大前提であり、そのためには何ができるかというところを業界と我々と関係機関が協力して考えているところでございます。

より安全装置としての利便性をもう少し高めるべきという御指摘はごもっともなところもございますが、現在搭載されている安全装置をまずしっかり安全に正しく使っていたくこと、その上で技術的に別の安全機構が実現できるのかできないのかというところを次の議論として業界と対話していくものと認識しております。

消費者庁

除雪機の件については、消費者事故調査委員会でも令和元年5月に公表した調査のフォローアップという形でも別途審議いただいている。本日は、それとは別に現状で経済産業省とも協力する中での話だと思います。

国民生活センターからの周知について、注意喚起は機会を捉えて、子ども安全メール、ツイッター、あるいは国民生活センターの注意喚起の中でやっておりますけれども、国民生活センターにも御指摘があったことを伝え、必要に応じて取り上げていくことを検討していきたいと考えております。

委員

管理番号A202000133の事故に記載のあるベントについて、事故のときにベントが効かず、同等品では蓋が膨らんでベントが効いたという記述がありましたが、形状としてはどういうものか、なぜ事故のときには効かなかったのかが分かれば教えてください。

N I T E

構造については、スクリーキャップのものでございます。スクリーキャップによるベントには2種類ありまして、トップの部分が膨らむことによって圧力を逃がすものと、キャ

ップを回すときに金具の部分がございますが、その間から液を漏らすような形になっているものがあります。

基本的に事故品については、キャップが上に上がることによって逃がすものです。機構に関しては膨らんでいた部分については動きましたが、下の部分の液が漏れる部分については、液が出ていなかったということについては、どのようになっているかというのとは分かっておりません。

経済産業省

当該製品の蓋は事故によって大きく変形し、容器との密閉を保てない状態だったので、ベント機能について再現できなかったという意味で、「ベント機能を確認できなかった」と記載しております。一方で同等品については、膨らむとともに液漏れするという点でベント機能は有効ということが確認できております。

委員

膨らむことによって何らかの穴が開くのですか。

N I T E

トップ部分が広がることで、横の部分の切り込みから液が出ていくという形になっております。

委員

事故品はベント穴が詰まっていたということが事故の原因でしょうか。例えば中の飲み物を激しく振って、そこにいっぱい付着していたということでしょうか。

N I T E

そこまで確認できておりません。

委員

除雪機についてですが、機器の改良もさることながら、使い方の指導をかなりやらないと、これから御高齢の使用者が増えていく中で、事故件数の増加が予想されます。そのため使い方の指導を積極的に行うことが本質的問題かという感想を抱きました。

多くの台数が出るわけでもないですし、比較的高価なので所有者のトレースしやすいものだと思いますので、製品の改良もさることながら、ある程度使用方法の指導をやる必要があるのかなという感想です。

経済産業省

除雪機安全協会等の関係団体や自治体と協力しながら、そういった講習会等を広げていくことを考えていきたいと思います。

委員

除雪機につきましては、N I T Eで映像を作っていただいているので、それを見てもらうということがとても大切だと思います。高齢者のみならず、若い方でもN I T Eの映像がネット上で流れていることを知らない方が多いのではないかと思います。何となくでも目に入るような状況、例えば信用金庫や農協、役場等の、ふだん行くような場所の待合室で流れるような仕組みをつくっていただけたらと思います。

委員

除雪機について、経験則で機械を使ってしまうことが多いので、ぜひ広報で工夫していただければと思います。

イー 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明。

委員

非純正バッテリーパックの件について、今回は掃除機の件は出てきていませんが、前回までの事故ではたくさん入っていたかと思imasuので、その件に関する意見になります。令和3年12月17日に経済産業省よりプレスリリースをされている、すみとも商店、ロワ・ジャパンの非純正バッテリーパックについては、放電してくださいというものについて消費者には大変わかりづらいものになっております。重要なメッセージの為もう少し工夫できないでしょうか。

経済産業省

分かりづらいという御指摘ありがとうございます。リリースの書き方もかなり文字が多くなってしまったので、少し伝わりづらいところがあったかなというところは反省点かと思っております。ただ、本件については、全てのバッテリーの所有者の皆様にご連絡がつく状況ですので、所有者の方々に直接メールでの案内もしております。必要に応じて追加的な案内も含めて、引き続きお持ちの皆様、消費者の皆様からの問合せについては、丁寧に対応していきたいと思っております。

委員

管理番号 A202000126 の電気ストーブ（カーボンヒーター）の案件で、電源線の中を流れる電流も非常に高く、首を 90 度何回も振っていると、被覆が弱っている部分に大電流が流れて、事故になる可能性があるのではないかと思います。

かつ電気製品の中を通っている電源線だと、余り丈夫な電源線を使っていないのではないかと思います。その辺り、中の電源線がどうなっているかというのを見せていただけますでしょうか。

経済産業省

後ほどメールにて共有させていただくということでもよろしいでしょうか。

委員

本件承知いたしました。

経済産業省

参考資料として入れております、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議の質問・意見欄について、製品の判定区分に関わるような質問・意見欄と、その他の質問、意見欄という形でわけさせていただければと思います。こちらについてご意見ございますでしょうか。

委員

特段意見なく賛成